

ふるさと納税でOBC高島への支援のお願い

ふるさと納税とは

ふるさと納税とは、応援したい自治体に寄附ができる制度。収入などで決まる限度内なら、寄附額から原則2,000円を引いた額が所得税・住民税から控除されるうえ、寄附のお礼の品を送る自治体もあります。集まった寄附金は、自然保護や文化財の保全、子育て支援といったまちづくりなどに活用され、災害時の被災地支援にも役立てられています。

特徴1 寄附する自治体や、寄附金の使い道を選べる

ふるさと納税は、自分の生まれ故郷に関係なく、あなたの好きな自治体に寄附できます。寄附先の数や金額、回数にも上限はなく、ご自身の控除上限額内であれば、実質2,000円の負担で複数の地域を応援できます。

また、ふるさと納税では、ほとんどの自治体で、「子育て支援」「高齢者ケア」「環境保全」「震災復興」などの使い道が設定されていて、寄附するお金の「使い道」を納税者自身が選ぶことができます。

特徴2 その土地ならではの「お礼の品」が届く

各地の名産を楽しめるのも、ふるさと納税の魅力のひとつ。多くの自治体では、ふるさと納税への感謝の気持ちとして、地元の名産品などを「お礼の品」として用意し、寄附してくれた方に届けています。肉や魚介類、お米などの食材や工芸品をはじめ、宿泊券や優待券などの現地体験ができるものもあり、自治体にとって地域の産業や企業をアピールする貴重な機会にもなっています。

特徴3 税金の還付・控除が受けられる

ふるさと納税を行なって確定申告をした場合、寄附したお金の一部が、その年の所得税と翌年度の住民税から差し引かれて戻ってきます。所得税控除額、個人住民税控除額ともに、2,000円を超える部分が対象となり、例えば4万円の寄附をした場合、年収によっては合計3万8千円の税金が控除されます。つまり、原則2,000円の負担で地域の活性化に貢献できるのです。

* 寄附金は現在お支払いいただいている住民税の約2割が控除の上限の目安となります。寄附した金額のすべてが控除されるわけではありません。

* 寄附をする人の収入や家族構成などに応じて還付・控除額は変わりますのでご注意ください。

* 課税所得に応じて自己負担金は2,000円以上になる場合があります。

* 控除を受けるには、確定申告または寄附するごとに特例申請書を提出する必要があります。

特徴4 地域の魅力を知り、支援できる

ふるさと納税は、一人ひとりが寄附先である自治体を選択することで、自分ごととして税の使い道を考えるきっかけとなる制度です。また、各地の自治体が全国の人に地元の魅力を知つもらう一方、納税する人が、寄附という形でその地域の発展や課題解決に貢献できる仕組みです。さらに「お礼の品」によって、その地域の魅力に触れることで、応援したい気持ちが湧き、その循環が地域を活性化する力になっていきます。

ふるさと納税の流れ

ふるさと納税 5ステップ!



1



控除上限額を確認する

寄附金額を決める前に、控除上限額を確認しましょう。

2



寄附先を決めて申し込む

自治体サイトや各種ふるさと納税サイトからお申し込みいただけます。
カタログを使って電話やFAXでも申し込みます。

3



寄附金を支払う

「銀行振込」「郵便振替」など自治体が指定するお支払い方法をご利用いただけます。
「クレジットカード」や「コンビニ決済」、「ケータイでの支払い」にてお支払いいただける自治体も増えています。

4



「お礼の品」と証明書を受け取る

「お礼の品」の到着時期は、自治体や内容によって異なります。
「寄附金受領証明書」は確定申告で必要になりますので、大切に保管してください。

5



確定申告をする

税金の控除を受けるためには確定申告あるいは、ワンストップ特例の申請のいずれかの手続きが必要です。

* 確定申告の代わりに「ワンストップ特例制度」を利用する場合は、寄附先の自治体へ「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記入し、個人番号確認および本人確認書類のコピーを添えて提出します。1回の寄附ごとに、1通の提出が必要になります。

高島市水と緑のふるさとづくり寄附条例

寄付金の使い道を選んでください。

- (1) 社会福祉および高齢者福祉の向上に関する事業
- (2) 子育て支援、幼児教育、青少年健全育成等の次世代育成支援に関する事業
- (3) スポーツ振興および健康増進に関する事業
- (4) 環境の保全および景観の維持、再生に関する事業
- (5) 森林資源の維持、保全および整備に関する事業
- (6) 自然エネルギーおよび省エネルギー設備の整備に関する事業
- (7) 循環型社会の構築に関する事業
- (8) 住民自治の醸成およびコミュニティの推進に関する事業
- (9) 観光資源の維持および整備に関する事業
- (10) 有形・無形・民俗文化財、記念物等の保全および活用に関する事業
- (11-ア) その他目的達成のために市長が必要と認める事業 ア・OBC高島後援会の支援
- (11-イ) その他目的達成のために市長が必要と認める事業 イ・その他

※11-アを選択されました場合、寄付金額に関係なく

A・一律10,000ポイント、またはB・10,000円以上の返礼品群の中からの選択になりますのであらかじめご了承ください。